

2016年3月15日  
日 本 銀 行

「適格住宅ローン債権信託受益権担保取扱要領」の制定等について

日本銀行は、平成28年3月14・15日の政策委員会・金融政策決定会合において、金融調節を円滑に遂行する観点から、下記の諸措置を講ずることを決定しましたので、お知らせします。

本件は、平成27年12月17・18日の政策委員会・金融政策決定会合の決定に関するものです。

記

1. 「適格住宅ローン債権信託受益権担保取扱要領」を別紙1のとおり制定すること。
2. 「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給基本要領」（平成24年12月20日決定）を別紙2のとおり一部改正すること。
3. 1. の実施に関し、日本銀行法（平成9年法律第89号）第43条第1項ただし書きおよび同法第61条の2の規定に基づき、別紙3および別紙4のとおり財務大臣および金融庁長官に認可を申請すること。

以 上

<本件照会先>

企 画 局 鈴 木 (03-3277-2800)  
矢 野 (03-3277-3768)

## 適格住宅ローン債権信託受益権担保取扱要領

### 1. 趣旨

この要領は、金融調節を円滑に遂行する観点から、当分の間、住宅ローン債権を信託財産とする信託受益権（以下「適格住宅ローン債権信託受益権」という。）を適格担保とするために必要な「適格担保取扱基本要領」（平成12年10月13日付政委第138号別紙1.）6. の特例的取扱いについて定める。

### 2. 担保価格

「適格担保取扱基本要領」3. の規定にかかわらず、信託財産となっている住宅ローン債権の残存元本相当額およびその返済元本相当額の合計額の60%とする。

### 3. 適格基準

「適格担保取扱基本要領」4.（1）および（2）の規定にかかわらず、次のとおりとする。

（1）本行への担保差入れのために設定された住宅ローン債権を信託財産とする信託受益権であって、その住宅ローン債権の債務者の信用力、信託財産全体の構成等に鑑み、元利金の支払いが確実であるとともに、換価処分による資金化が容易であると本行が認めるものであること。

（2）「適格担保取扱基本要領」4.（1）ハ、に定める要件を満たすこと。

#### 4. 適格性判定手続

(1) 取引先からの適格性判定依頼を受けて、本行がその適格性判断を行う。

この場合、本行は、「適格担保取扱基本要領」4. (3)の規定にかかわらず、考査等から得られた情報も勘案し、適格住宅ローン債権信託受益権の信託財産となる住宅ローン債権に関する取引先の内部審査体制、管理体制および事務処理体制、信託財産全体の管理体制等を総合的に判断する。

(2) 適格住宅ローン債権信託受益権の適格性判定においては、「適格担保取扱基本要領」5.の規定を適用しない。

#### 5. 特例的取扱い

本行は、業務運営上特に必要と認める場合には、2. から4. までに規定する取扱いと異なる取扱いをすることができる。

(附則)

この要領は、日本銀行法（平成9年法律第89号）第43条第1項ただし書きおよび同法第61条の2の規定に基づく財務大臣および金融庁長官の認可を受けることを条件として、当該認可を受けた日以後の総裁が別に定める日から実施する。

「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための  
資金供給基本要領」 中一部改正

○ 5. を横線のとおり改める。

5. 平成26年3月31日以前に実行した貸付けにかかる借り換えの取扱い

(1) }  
∫ } 略 (不変)  
(4) }

(5) 貸付限度額

貸付実行日毎の貸付先毎の貸付限度額は、次のイ、からロ、を控除した金額と借り換えの対象となる貸付けの金額とを比較して、いずれか小さい方の金額相当額とする。なお、「適格住宅ローン債権信託受益権担保取扱要領」(平成28年3月15日付政委第24号別紙1.)に基づき本行に担保として差入れられた適格住宅ローン債権信託受益権の信託財産となっている住宅ローン債権は、その担保の差入れを行った貸付先による貸出として取扱うものとする。

イ、 }  
ロ、 } 略 (不変)

○ 6. を横線のとおり改める。

6. 平成26年4月1日以降に新規に実行する貸付けの取扱い

(1) }  
┆ } 略(不変)  
(4) }

(5) 貸付限度額

貸付実行日毎の貸付先毎の貸付限度額は、次のイ、からロ、を控除した金額の2倍の金額相当額とする。なお、「適格住宅ローン債権信託受益権担保取扱要領」に基づき本行に担保として差入れられた適格住宅ローン債権信託受益権の信託財産となっている住宅ローン債権は、その担保の差入れを行った貸付先による貸出として取扱うものとする。

イ、 }  
ロ、 } 略(不変)

(6) 略(不変)

(附則)

この一部改正は、「適格住宅ローン債権信託受益権担保取扱要領」の実施日から実施する。

(財務大臣宛認可申請書)

政第 号

平成 28 年 3 月 日

財務大臣 麻生 太郎 殿

日本銀行総裁 黒田 東彦

信託受益権を担保とする貸付けの実施に関する件

最近の金融情勢に鑑み、物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資する観点から、より円滑に通貨及び金融の調節を行うため、別紙要綱に基づき、信託受益権を担保とする貸付けを実施することと致したく、政策委員会の議決を経て、日本銀行法第 43 条第 1 項ただし書きの規定に基づき、認可申請致します。

以 上

## 信託受益権担保貸付実施要綱

本行の担保とする信託受益権は、金銭債権を信託財産とするものであって、その金銭債権の債務者の信用力、信託財産全体の構成等に鑑み、信用度が十分であり、資金化が容易であって、担保権その他の権利の行使に支障がないと本行が認めるものに限る。

(金融庁長官宛認可申請書)

政第 号

平成 28 年 3 月 日

金融庁長官 森 信親 殿

日本銀行総裁 黒田 東彦

信託受益権を担保とする貸付けの実施に関する件

最近の金融情勢に鑑み、物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資する観点から、より円滑に通貨及び金融の調節を行うため、別紙要綱に基づき、信託受益権を担保とする貸付けを実施することと致したく、政策委員会の議決を経て、日本銀行法第 43 条第 1 項ただし書きおよび同法第 61 条の 2 の規定に基づき、認可申請致します。

以 上

## 信託受益権担保貸付実施要綱

本行の担保とする信託受益権は、金銭債権を信託財産とするものであって、その金銭債権の債務者の信用力、信託財産全体の構成等に鑑み、信用度が十分であり、資金化が容易であって、担保権その他の権利の行使に支障がないと本行が認めるものに限る。